

飲食店への要請に係る 「認証店」の取扱いの変更について

現在の要請（R4年1月21日～2月13日）では、認証申請日から「認証店舗」としての営業を可能としていましたが、認証店に関する周知が進んだことから、要請の延長後（R4年2月14日～R4年●月●日）は、その取扱いを廃止し、認証された日から「認証店舗」として取り扱うこととします。

※「認証店舗」として選択可能な営業

5時から21時までの営業（酒類の提供は20時まで）

R4. 1. 21～R4. 2. 13 の要請	R4. 2. 14～R4. ●. ● の要請
<u>認証申請日から「<u>認証店舗</u>」としての営業が可能</u>	<u>認証申請した後、<u>現地確認</u>を経て<u>認証された日から「<u>認証店舗</u>」として営業が可能</u></u>

にいがた安心なお店応援プロジェクト (新型コロナウイルス感染防止対策認証制度) への申請を御検討中の皆様へ

○ 申請後、認証されるまでのめやす

<まん延防止等重点措置の適用期間中>

申請書受理後、5日程度

<上記以外の通常の期間>

申請書受理後、7日程度（土日祝日を除く。）

※ 速やかな認証のため、調査員による現地確認に御協力願います。

【認証に関するお問い合わせ先】

にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局

電話番号：025-288-6681 ※土日祝日・年末年始を除く、平日午前10時～午後5時